

様式1 (行政手続法適用：個票番号801)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	道路管理者以外の者が行う工事の承認	
根 拠 法 令 名	道路法 (昭和27年法律第180号)	
根 拠 条 項	第24条	
根 拠 条 文	道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令の定め</p> <p>1. 根拠条文中の、道路に関する工事の設計及び実施計画を添付</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可 (承認) する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号802)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	道路占用の許可	
根 拠 法 令 名	道路法 (昭和27年法律第180号)	
根 拠 条 項	第32条第1項	
根 拠 条 文	道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令の定め</p> <p>第2項 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>1. 道路の占用の目的 2. 道路の占用の期間 3. 道路の占用の場所 4. 工作物、物件又は施設の構造 5. 工事实施の方法 6. 工事の時期 7. 道路の復旧方法</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>その他は別紙のとおり</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

審査基準
の内容

第33条（道路の占用の許可基準）

第1項 道路管理者は、道路の占有が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

第2項 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(1) 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(2) 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

厚岸町道路占有規則

第2条（申請書の提出）

法第32条第1項の規定に基づき工作物、物件又は施設（以下「占有物件」という。）を設けるため、占有の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定に基づく占有変更の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による道路占有許可申請書を町長に提出しなければならない。

第4条（許可の基準）

第1項 町長は、法第33条に規定する占有の許可基準によるほか、次に掲げる基準により占有の許可をするものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 歩道と車道の区分のない道路にあつては、その幅員の10パーセント以内
- (2) 歩道と車道の区分のある道路にあつては、その歩道幅員の50パーセント以内
- (3) 電柱、電話柱等に添加する看板（以下「添加看板」という。）又は巻き付ける看板（以下「巻付看板」という。）の占有にあつては、次のとおりとする。

ア 添加看板の下端は、歩道上では路面から3メートル以上、歩道を有しない道路では4.5メートル以上とし、長さ1.2メートル以下、幅0.45メートル以下のもの

イ 巻付看板の下端は、路面から1.5メートル以上とし、長さ1.8メートル以下、幅0.3メートル以下のもの

ウ 看板は1柱に1個とすること（巻付看板は1個を2面として取り付けることができる。）。)

- (4) 突出看板にあつては、次のとおりとする。

様式 1 (行政手続法適用：個票番号803)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	道路占用の変更の許可	
根 拠 法 令 名	道路法 (昭和27年法律第180号)	
根 拠 条 項	第32条第3項	
根 拠 条 文	<p>第一項の規定による許可を受けた者 (道路占用者) は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令の定め</p> <p>第2項 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>1. 道路の占用の目的 2. 道路の占用の期間 3. 道路の占用の場所 4. 工作物、物件又は施設の構造 5. 工事実施の方法 6. 工事の時期 7. 道路の復旧方法</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>その他は別紙のとおり</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

審査基準
の内容

第33条（道路の占用の許可基準）

第1項 道路管理者は、道路の占有が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

第2項 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(1) 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(2) 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

厚岸町道路占有規則

第2条（申請書の提出）

法第32条第1項の規定に基づき工作物、物件又は施設（以下「占有物件」という。）を設けるため、占有の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定に基づく占有変更の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による道路占有許可申請書を町長に提出しなければならない。

第4条（許可の基準）

第1項 町長は、法第33条に規定する占有の許可基準によるほか、次に掲げる基準により占有の許可をするものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 歩道と車道の区分のない道路にあつては、その幅員の10パーセント以内
- (2) 歩道と車道の区分のある道路にあつては、その歩道幅員の50パーセント以内
- (3) 電柱、電話柱等に添加する看板（以下「添加看板」という。）又は巻き付ける看板（以下「巻付看板」という。）の占有にあつては、次のとおりとする。

ア 添加看板の下端は、歩道上では路面から3メートル以上、歩道を有しない道路では4.5メートル以上とし、長さ1.2メートル以下、幅0.45メートル以下のもの

イ 巻付看板の下端は、路面から1.5メートル以上とし、長さ1.8メートル以下、幅0.3メートル以下のもの

ウ 看板は1柱に1個とすること（巻付看板は1個を2面として取り付けることができる。）。)

- (4) 突出看板にあつては、次のとおりとする。

様式 1 (行政手続法適用：個票番号804)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可	
根 拠 法 令 名	都市公園法 (昭和31年法律第79号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 1 項	
根 拠 条 文	<p>法第二条の三の規定により都市公園を管理する者 (公園管理者) 以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例 (国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令) で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町都市公園条例 第 8 条 法第 5 条 第 1 項の規定により公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、設置又は管理の目的及び期間、公園施設の構造及び管理の方法、その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>都市公園法 第 5 条 第 2 項 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条 第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号805)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	都市公園占用の許可	
根 拠 法 令 名	都市公園法 (昭和31年法律第79号)	
根 拠 条 項	第 6 条 第 1 項	
根 拠 条 文	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令の定め</p> <p>第 2 項 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>法第 7 条</p> <p>公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>厚岸町都市公園条例 第 8 条 第 2 項</p> <p>法第 6 条の規定により公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、同法に定めるもののほか、占用物件の管理の方法、公園の復旧方法その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 号) 第 2 条 第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号806)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	都市公園占用の変更の許可	
根 拠 法 令 名	都市公園法 (昭和31年法律第79号)	
根 拠 条 項	第6条第3項	
根 拠 条 文	<p>第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令の定め 第2項 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、 占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定め る事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 (特に変更の定めはないが、許可の変更のため、第2項が審査基準。)</p> <p>法第7条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その 他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が 公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認め られるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、 前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>厚岸町都市公園条例 第8条第3項 第8条第2項の許可を受けた者は、その許可を受けた事項を変更しよ うとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可 を受けなければならない。 第3項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕 様書及び図面を添付しなければならない。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第7 7号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認め られる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号807)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理許可	
根 拠 法 令 名	都市公園法 (昭和31年法律第79号)	
根 拠 条 項	第33条第4項	
根 拠 条 文	<p>第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域 (公園予定地) 又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの (予定公園施設) について準用する。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令の定め (法第6条第2項) 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>厚岸町都市公園条例 第8条第1項 法第5条第1項の規定により公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、設置又は管理の目的及び期間、公園施設の構造及び管理の方法、その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号808)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	公園予定地の占用の許可	
根 拠 法 令 名	都市公園法 (昭和31年法律第79号)	
根 拠 条 項	第33条第4項	
根 拠 条 文	<p>第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域 (公園予定地) 又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの (予定公園施設) について準用する。</p>	
審 査 基 準 内 容	<p>法令の定め (法第6条)・・・準用条文 第1項 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 第2項 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>厚岸町都市公園条例 第8条第2項 法第6条の規定により公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、同法に定めるもののほか、占用物件の管理の方法、公園の復旧方法その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名：建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号809)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	行政財産の目的外使用許可	
根 拠 法 令 名	地方自治法（昭和22年法律第67号）	
根 拠 条 項	第238条の4第7項	
根 拠 条 文	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(1) 職員及び当該行政財産を利用する者のため、食堂、売店、その他厚生施設の用に供する場合</p> <p>(2) 学術調査、研究、その他の公共目的のため、講演会又は研究会の用に短期間供する場合</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合</p> <p>(4) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	10日（機関名：建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号810)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月 9日作成

処 分 名	緑地協定の許可 (全員協定)	
根 拠 法 令 名	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	
根 拠 条 項	第45条第4項	
根 拠 条 文	第一項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>都市緑地法第47条第1項の規定による。</p> <p>具体的内容は次のとおり。</p> <p>(緑地協定の認可)</p> <p>第四十七条 市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課土木都市計画係	
備 考	<p>手続きの流れ</p> <p>受付→広告・縦覧(2週間)→認可審査→認可(認可後広告・縦覧必要)</p>	

様式1 (行政手続法適用：個票番号811)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月 9日作成

処 分 名	緑地協定の変更許可	
根 拠 法 令 名	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	
根 拠 条 項	第48条第1項	
根 拠 条 文	<p>緑地協定区域内における土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>都市緑地法第48条第2項により認可の基準が準用される。</p> <p>具体的内容は次のとおり。</p> <p>(緑地協定の変更)</p> <p>第四十八条 緑地協定区域内における土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p> <p>(緑地協定の認可)</p> <p>第四十七条 市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課土木都市計画係	
備 考	<p>手続きの流れ</p> <p>受付→広告・縦覧(2週間)→認可審査→認可(認可後広告・縦覧必要)</p>	

様式1 (行政手続法適用：個票番号812)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月 9日作成

処 分 名	緑地協定の廃止の許可	
根 拠 法 令 名	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	
根 拠 条 項	第52条第1項	
根 拠 条 文	<p>緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>都市緑地法第52条第1項の規定による。</p> <p>具体的内容は次のとおり。</p> <p>(緑地協定の廃止)</p> <p>第五十二条 緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課土木都市計画係	
備 考	<p>手続きの流れ</p> <p>受付→認可審査→認可 (認可後広告・縦覧必要)</p>	

様式1 (行政手続法適用：個票番号813)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月 9日作成

処 分 名	緑地協定の許可 (一人協定)	
根 拠 法 令 名	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	
根 拠 条 項	第54条第1項	
根 拠 条 文	<p>都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり 都市緑地法第52条第1項及び第2項の規定による。 具体的内容は次のとおり。</p> <p>(緑地協定の設定の特則) 第五十四条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第四十七条第一項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。</p> <p>3 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。</p> <p>4 第二項の規定による認可を受けた緑地協定は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第四十七条第二項の規定による認可の公告のあつた緑地協定と同一の効力を有する緑地協定となる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	申請実績がなく事案ごとの裁量が大きいため設定困難
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課土木都市計画係	
備 考	<p>手続きの流れ 受付→認可審査→認可 (認可後広告・縦覧必要)</p>	

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 8 1 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 0 日作成

処 分 名	建築確認 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)	
根 拠 法 令 名	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	
根 拠 条 項	第6条第1項	
根 拠 条 文	<p>建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築使用とする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであるということについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第6条 4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (受理した日から7日以内 (法第6条第4項))
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	5 日 (機関名：厚岸消防署、水道課)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：建設課建築係)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	協議機関について、物件によっては厚岸消防署から消防同意を受ける必要がある。	

様式1 (行政手続法適用：個票番号815)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	完了検査（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根 拠 法 令 名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根 拠 条 項	第7条1項	
根 拠 条 文	建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令に定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	第7条 4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（受理した日から7日以内（法第7条第4項））
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名： 建設課建築係 ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号816）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	道路位置の指定	
根 拠 法 令 名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根 拠 条 項	第42条第1項第5号	
根 拠 条 文	土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの	
審 査 基 準 の 内 容	別紙審査基準の内容の規定のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無く、規模により異なるので、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。	

<p>審査基準 の内容</p>	<p>建築基準法施行令 (道に関する基準)</p> <p>第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。</p> <p>イ 延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35メートル以下の場合</p> <p>ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合</p> <p>ニ 幅員が6メートル以上の場合</p> <p>ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合</p> <p>二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。</p> <p>四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。</p> <p>2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。</p>
---------------------	--

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 8 1 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 0 日作成

処 分 名	応急仮設建築物の存続の許可 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)	
根 拠 法 令 名	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	
根 拠 条 項	第85条第3項	
根 拠 条 文	<p>前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第85条 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があった場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	許認可等の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため、標準処理期間を設定することは困難。	

様式1（行政手続法適用：個票番号818）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	仮設建築物の存続の許可（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根 拠 法 令 名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根 拠 条 項	第85条第5項	
根 拠 条 文	<p>特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2及び第35条の3の規定並びに第3章の規定は、適用しない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文の規定による	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1（行政手続法適用：個票番号819）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	総合的設計による一団地の建築物の特例認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根 拠 法 令 名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根 拠 条 項	第86条第1項	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	別紙根拠条文の規定による	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

根 拠 条 文

建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが1団地を形成している場合において、当該1団地(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項及び第7項において同じ。)内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。以下この項及び第3項において「1又は2以上の建築物」という。)のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該1又は2以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第23条、第43条、第52条第1項から第14項まで、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第2項、第56条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、第56条の2第1項から第3項まで、第57条の2、第57条の3第1項から第4項まで、第59条第1項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項、第62条第2項、第64条又は第68条の3第1項から第3項までの規定(次項から第4項までにおいて「特例対象規定」という。)の適用については、当該1団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。

様式1（行政手続法適用：個票番号820）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根拠法令名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根拠条項	第86条第2項	
根拠条文	<p>一定の一団の土地の区域(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第6項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p>	
審査基準の内容	<p>建築基準法施行規則 第10条の17 法第86条第2項及び同条第4項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 対象区域内の各建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、当該各建築物の避難及び通行の安全の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものを設けること。</p> <p>二 対象区域内の各建築物の外壁の開口部の位置及び構造は、当該各建築物間の距離に応じ、防火上適切な措置が講じられること。</p> <p>三 対象区域内の各建築物の各部分の高さに応じ、当該対象区域内に採光及び通風上有効な空地等を確保すること。</p> <p>四 対象区域内に建築する建築物の高さは、当該対象区域内の他の各建築物の居住の用に供する部分に対し、当該建築物が存する区域における法第56条の2の規定による制限を勘案し、これと同程度に日影となる部分を生じさせることのないものとする。</p>	
標準処理期間	総期間	日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	日（機関名： ）
所管部署	建設課建築係	
備考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1（行政手続法適用：個票番号821）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築確認（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根 拠 法 令 名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根 拠 条 項	第86条の2第1項	
根 拠 条 文	<p>公告認定対象区域(前条第1項又は第2項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第1項又は第2項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文の規定による。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1（行政手続法適用：個票番号822）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根 拠 法 令 名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根 拠 条 項	第86条の6第2項	
根 拠 条 文	前項の都市計画に基づき建築物を総合的設計によって建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、かつ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第52条第1項第1号、第53条第1項第1号、第54条第1項及び第55条第1項の規定は、適用しない。	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文の規定による。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1（行政手続法適用：個票番号823）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画認定（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根 拠 法 令 名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根 拠 条 項	第86条の8第1項	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	第86条の8 2 前項の認定の申請の手続その他当該認定に関し必要な事項は、 国土交通省令で定める。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

根拠条文

第3条第2項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたとおける同項及び同条第3項の規定の適用については、同条第2項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第3項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第3号又は第4号に該当するものにあつては、第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第3号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

- (1) 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。
- (2) 全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。
- (3) 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

様式1 (行政手続法適用：個票番号824)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の変更認定 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)	
根 拠 法 令 名	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	
根 拠 条 項	第86条の8第3項	
根 拠 条 文	第1項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前2項の規定は、この場合に準用する。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙審査基準の内容の規定による	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

<p>審査基準 の内容</p>	<p>第86条の8 第3条第2項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたとしにおける同項及び同条第3項の規定の適用については、同条第2項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第3項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第3号又は第4号に該当するものにあつては、第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第3号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。二 全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が增大しないものであること。 <p>2 前項の認定の申請の手續その他当該認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p>
---------------------	--

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 8 2 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 0 日作成

処 分 名	工作物の確認 (第 6 条の準用) (建築基準法第 97 条の 2 の規定に基づく事務に限る。)	
根 拠 法 令 名	建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)	
根 拠 条 項	第 88 条第 1 項	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(建築物の建築等に関する申請及び確認)</p> <p>第 6 条</p> <p>4 建築主事は、第 1 項の申請書を受理した場合には、同項第 4 号に係るものにあつてはその受理した日から 7 日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (受理した日から 7 日以内 (第 87 条の 2 の読替規定))
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課建築係)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考		

根 拠 条 文

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項及び第5項から第12項までを除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項から第8項までを除く。）、第6条の3（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の3第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第5項（第四号を除く。）及び第6項から第8項まで、第13条、第18条（第4項から第11項まで及び第22項を除く。）、第20条、第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第1項、第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで及び第18条第22項の規定を準用する。この場合において、第20条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

様式1（行政手続法適用：個票番号826）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	工作物の完了検査（第7条第1項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）	
根拠法令名	建築基準法（昭和25年法律第201号）	
根拠条項	第88条第1項	
根拠条文	別紙のとおり	
審査基準の内容	<p>（建築物に関する完了検査）</p> <p>第7条</p> <p>4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。</p>	
標準処理期間	総期間	7日（受理した日から7日以内（法第7条第4項））
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	7日（機関名：建設課建築係 ）
所管部署	建設課建築係	
備考		

根 拠 条 文

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項及び第5項から第12項までを除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項から第8項までを除く。）、第6条の3（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の3第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第5項（第四号を除く。）及び第6項から第8項まで、第13条、第18条（第4項から第11項まで及び第22項を除く。）、第20条、第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第1項、第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで及び第18条第22項の規定を準用する。この場合において、第20条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

様式1 (行政手続法適用：個票番号827)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	長期優良住宅建築等計画の認定	
根 拠 法 令 名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	別紙審査基準の内容の規定による	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (適合証又は評価証が添付された一戸建ての住宅について)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課建築係)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考		

根拠条文

住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者(以下「譲受人」という。)に譲渡しようとする者(以下「分譲事業者」という。)は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

4 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築をしようとする住宅の位置

二 建築をしようとする住宅の構造及び設備

三 建築をしようとする住宅の規模

四 第一項又は第二項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項

イ 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画

ハ 第二項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項

(1) 建築後の住宅の維持保全を建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項(同法第66条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する法人が行う場合においては、当該団体又は法人の名称

(2) 譲受人が建築後の住宅(専ら当該譲受人の居住の用に供する部分を除く。)の維持保全を他の者と共同して行う場合においては、当該他の者の氏名又は名称

五 前項の長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる事項

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

ロ 住宅の建築に係る資金計画

六 その他国土交通省令で定める事項

審査基準
の内容

- 第6条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
- 一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
 - 二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
 - 三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。
 - 四 前条第1項又は第2項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。
 - ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 五 前条第3項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。
 - ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 六 その他基本方針のうち第4条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

様式1 (行政手続法適用：個票番号828)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	優良住宅の認定 (個人・短期)	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)	
根 拠 条 項	第28条の4第3項第6号	
根 拠 条 文	<p>個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例) 第19条 15 法第28条の4第3項第6号の都道府県知事(市長)の認定は、住宅を新築した個人の申請に基づき、当該住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 一 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二 住宅の床面積に関する事項 三 その他優良な住宅の供給に関し必要な事項</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1 (行政手続法適用：個票番号829)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	優良宅地の認定	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)	
根 拠 条 項	第28条の4第3項第7号イ、第68条の69第3項第7号イ	
根 拠 条 文	別紙根拠条文のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	別紙審査基準の内容の規定のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無く、規模により異なるので、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難。	

<p>根 拠 条 文</p>	<p>優良宅地の認定（個人・短期） 租税特別措置法 第68条の69第3項第7号ロ 七 次に掲げる一団の宅地（その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの ロ 一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）</p>
<p>審 査 基 準 の 内 容</p>	<p>優良宅地の認定（個人・短期） 租税特別措置法施行令 （短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率） 第39条の98 12 法第68条の69第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 14 法第68条の69第3項第7号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第1項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額（同項に規定する予定対価の額をいう。）とし、その他の場合にあつては同号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第8条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第9条第1項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。</p>

<p>根 拠 条 文</p>	<p>優良宅地の認定（連結法人・短期） 租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ 五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。</p>
<p>審 査 基 準 の 内 容</p>	<p>優良宅地の認定（連結法人・短期） 租税特別措置法施行令 （土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例） 第19条 13 法第28条の4第3項第5号イの都道府県知事(市長)の認定は、宅地の造成を行おうとする個人の請に基づき、当該宅地の造成の内容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 (1) 宅地の用途に関する事項 (2) 宅地としての安全性に関する事項 (3) 給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項 (4) その他優良な宅地の供給に関し必要な事項</p>

租税特別措置法

第68条の69第3項第7号ロ

(7)次に掲げる一団の宅地(その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

ロ一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)

租税特別措置法施行令

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第39条の98

12法第68条の69第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。

14法第68条の69第3項第7号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第1項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額(同項に規定する予定対価の額をいう。)とし、その他の場合にあつては同号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第8条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第9条第1項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。

租税特別措置法

第28条の4第3項第5号イ

(5)その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの

イ当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。

租税特別措置法施行令

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

第19条

13法第28条の4第3項第5号イの都道府県知事(市長)の認定は、宅地の造成を行おうとする個人の請に基づき、当該宅地の造成の内容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。

- (1)宅地の用途に関する事項
- (2)宅地としての安全性に関する事項
- (3)給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項
- (4)その他優良な宅地の供給に関し必要な事項

様式1 (行政手続法適用：個票番号830)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	優良住宅の認定 (個人・短期)	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)	
根 拠 条 項	第28条の4第3項第7号ロ	
根 拠 条 文	<p>(次に掲げる一団の宅地(その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの</p> <p>ロ 一団の宅地で、当該個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅 (その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)</p> <p>第19条</p> <p>14 法第28条の4第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該個人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。</p> <p>16 法第28条の4第3項第7号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第1項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額とし、その他の場合にあつては法第28条の4第3項第7号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法(昭和44年法律第49号)第8条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第9条第1項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第12項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。</p> <p>17 第13項の規定は法第28条の4第3項第7号イの市町村長又は特別区の区長(同号イに規定する許可をした者を含む。)の認定について、第15項の規定は同号ロの市町村長又は特別区の区長の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第13項中「行おうとする」とあるのは、「行った」と読み替えるものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1 (行政手続法適用：個票番号831)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	優良住宅の認定 (個人・長期)	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)	
根 拠 条 項	第31条の2第2項第15号二	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例) 第20条の2 21 法第31条の2第2項第15号二の都道府県知事(同号二に規定する中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定は、一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人の申請に基づき、当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二 住宅の床面積に関する事項 三 その他優良な住宅の供給に関し必要な事項 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

根 拠 条 文

第31条の2第2項

十五 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第5項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第5項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第9号まで、第12号又は前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長)の認定を受けたものであること。

様式1 (行政手続法適用：個票番号832)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	優良住宅の認定 (法人・長期)	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)	
根 拠 条 項	第62条の3第4項第15号二	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第38条の4</p> <p>30 法第62条の3第4項第15号二の都道府県知事(同号二に規定する中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定は、一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人の申請に基づき、当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。</p> <p>一 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二 住宅の床面積に関する事項 三 その他優良な住宅の供給に関し必要な事項</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

根拠条文

租税特別措置法

第62条の3第4項

(15) 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第7項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第7項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第9号まで、第12号又は前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ 一団の住宅にあっては、その建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあっては、住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1,000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長)の認定を受けたものであること。

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 8 3 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 0 日作成

処 分 名	優良住宅の認定 (法人・短期)	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)	
根 拠 条 項	第63条第 3 項第 6 号	
根 拠 条 文	六 法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(市長)の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、第 4 号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前 2 号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第38条の 5</p> <p>12 法第63条第 3 項第 6 号及び第 7 号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとす。</p> <p>13 法第63条第 3 項第 6 号の都道府県知事の認定は、住宅を新築した法人の申請に基づき、当該住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。</p> <p>一 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 二 住宅の床面積に関する事項 三 その他優良な住宅の供給に関し必要な事項</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いいため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 8 3 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 0 日作成

処 分 名	優良住宅の認定 (法人・短期)	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)	
根 拠 条 項	第63条第 3 項第 7 号ロ	
根 拠 条 文	<p>七 次に掲げる一団の宅地(その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの</p> <p>ロ 一団の宅地で、当該法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅 (その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)</p> <p>第38条の 5</p> <p>12 法第63条第 3 項第 6 号及び第 7 号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。</p> <p>14 法第63条第 3 項第 7 号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第 1 項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額とし、その他の場合にあつては法第63条第 3 項第 7 号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第 8 条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第 9 条第 1 項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。</p> <p>15 第11項の規定は法第63条第 3 項第 7 号イの市町村長又は特別区の区長(同号イに規定する許可をした者を含む。)の認定について、第13項の規定は同号ロの市町村長又は特別区の区長の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第11項中「行おうとする」とあるのは、「行った」と読み替えるものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1（行政手続法適用：個票番号835）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	優良住宅の認定（連結法人・短期）	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	
根 拠 条 項	第68条の69第3項第6号	
根 拠 条 文	六 連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（市長）の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 （短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率） 第39条の98</p> <p>12 法第68条の69第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。</p> <p>13 法第68条の69第3項第6号の都道府県知事の認定は、住宅を新築した連結法人の申請に基づき、当該住宅が第38条の5第13項各号に掲げる事項について同項に規定する国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

様式1（行政手続法適用：個票番号836）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	優良住宅の認定（連結法人・短期）	
根 拠 法 令 名	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	
根 拠 条 項	第68条の69第3項第7号ロ	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法施行令 （短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率） 第39条の98</p> <p>12 法第68条の69第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該連結法人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。</p> <p>14 法第68条の69第3項第7号に規定する政令で定める金額は、国土利用計画法第14条第1項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合にあつては当該許可に係る予定対価の額（同項に規定する予定対価の額をいう。）とし、その他の場合にあつては同号に規定する譲渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公示法第8条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法施行令第9条第1項に規定する標準価格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第10項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額として相当と認められる価額とする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課建築係	
備 考	申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を想定することが困難。	

根 拠 条 文

七 次に掲げる一団の宅地(その面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の全部又は一部の当該連結法人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

ロ 一団の宅地で、当該連結法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)